暗号資産取引説明書

Laser Digital Japan 株式会社

暗号資産取引説明書 1
I. はじめに 3
II. 本取引に係るリスク等重要事項の概要 4
III. 当社の概要 8
IV. 本取引のルール及び概要 9
1. 取り扱う暗号資産の名称 9
2. 取引の内容 9
3. 取引必要担保金 15
4. 金銭の入出金・暗号資産の送付等 16
(1) 金銭(法定通貨)の入金 16
(2) 金銭(法定通貨)の出金 16
(3) お客様の指定するアドレスの登録確認 16
(4) お客様から当社への暗号資産の送付 17
(5) 当社からお客様への暗号資産の送付 18
5. 分別管理、及び顧客財産の安全管理等 18
6. お客様のアカウントについて 18
(1) アカウントの開設 18
(2) アカウントの管理 19
(3) 退会について 19
7. 取引履歴及びお預かり残高ご確認 19
8. 苦情及び紛争の相談窓口 20
(1) 当社における苦情受付 20
(2) 紛争解決(金融 ADR 制度) 20
(3) 協会における苦情受付 20
9. 課税上の取扱い 21

I. はじめに

暗号資産取引説明書（以下「本書面」といいます。）は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 21 条及び第 22 条並びに一般社団法人日本暗号資産等取引業協会が定める自主規制規則の規定に基づき、Laser Digital Japan 株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社との間で ① 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換（資金決済に関する法律第 2 条第 15 項第 1 号）及び ② ① の行為に関するお客様の金銭の管理（同項第 3 号）（以下、① と ② を総称して「本取引」といいます。）に係る契約を締結しようとされるお客様に対し、あらかじめ交付するために作成したものです。

本書面には、本取引の仕組みやリスク等をはじめとする重要事項が記載されていますので、お客様は、本書面の内容を熟読し、リスク等を十分にご理解し、かつ許容いただける場合に限り、ご自身の責任と判断でお取引していただきますようお願いいたします。

II.　本取引に係るリスク等重要事項の概要

本取引には様々なリスクが存在します。お客様は取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。以下の内容をお読みになり、取引のリスク、仕組み、特徴について十分に理解し、納得された上で本取引を開始していただきますようお願いいたします。

なお、以下のリスクは、本取引における典型的なリスクの概要を説明するものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。本取引を行う際には、暗号資産が法定通貨の仕組みとは異なること、さまざまな予期せぬ事象によるリスクが起こりうること、その結果、お客様が損失を被る可能性があることをあらかじめご認識ください。

1. 当社の取り扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。
2. 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができます。
3. 本取引の内容は、当社が提示する価格によって、お客様と当社との間で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行う相対取引であり、暗号資産を売買する際の売買価格に差（スプレッド）があります。スプレッドは暗号資産の価格の急変時や流動性の低下時には拡大することがあり、お客様の意図した取引が行えない可能性があります。
   本取引を行う場合、発注時に取引システムの画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該価格差（スリッページ）は、お客様端末と当社システムの間の通信、及び注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。
4. 本取引は、その取引対象である暗号資産の価格の変動により、お客様に損失が生ずるおそれがあります。暗号資産の価値は、暗号資産取引の需給バランスとともに、様々な外部環境の変化により日々刻々と変動しています。また、天災地変、戦争、政変、規制強化、他の類似の暗号資産の相場状況、その他予期せぬ事象や特殊な事象などにより、暗号資産の需要又は供給（流動性）が低下することで暗号資産の価格が急激に変動し、大きく下落する可能性があり、その結果、お客様において、本取引が不可能、若しくは円滑に行えなくなる、又は著しく不利な価格で本取引を余儀なくされる可能性があります。さらに、暗号資産の価値がゼロとなる可能性もあることもご認識ください。
5. 暗号資産はブロックチェーン上に電子的に記録される価値であり、その移転もブロックチェーンのネットワーク上で行われます。暗号資産の移転を伴う取引では、ブロックチェーンの種類によって、十分な取引確認（ブロックチェーンにおける取引の認証）が完了するまで、当該取引が完了せず、一定時間保留状態が続く場合がございます。また、取引が遡って無効になるリスクがあります。
   また、暗号資産の移転の過程で重大な問題が発生した場合、当該暗号資産が消失する可能性があります。暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、他者に移転することができず、その価値が失われること、及び、当該情報を他者に知ら

れた場合には、お客様の意思に関わらず移転されるおそれがあります。
そのほか、サイバー攻撃等により暗号資産が消失したり、その価値が減少したりする可能性があります。当社は、十分なセキュリティ対策を行っておりますが、暗号資産は、サイバー攻撃等により、全部又は一部が流出又は消失する可能性があります。

6. ハードフォークにより暗号資産が 2 つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、当社の合理的な判断により、分岐前の暗号資産の取引を一時中断する場合がございます。
また、ハードフォークにより新たな暗号資産が発生した場合、その暗号資産の取扱いは、当社の独自の裁量によって定められるものとし、その決定がお客様にとって不利になる可能性があることをあらかじめご認識ください。
当社は、ハードフォークに伴う本取引の一時中断、ハードフォークにより新たに発生した暗号資産を付与しないこと、その他分岐前の暗号資産や分岐後新たに生じた暗号資産等の取扱いによって、お客様に発生したいかなる損失についても一切その責任を負わないものとします。
7. 悪意ある者がマイニング計算量の 51 %以上を有した場合等、暗号資産のマイナー等のネットワークが前提としている認証が正常に機能しなくなる可能性があります。その結果、不正な取引が行われる可能性があることを、あらかじめご認識ください。
8. 本取引の取引システム又はお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害、災害など様々な原因で、一時的若しくは一定期間にわたって、当社のサービスを利用できなくなる可能性、お客様の当社に対する注文指示の遅延・未着によって注文が無効となり又は消失する可能性、注文が約定しない可能性、意図しない取引結果が生じる可能性があります。また、当社の利用するシステムに障害が発生した場合には、当社は、本取引の執行を含む当社サービスの全部又は一部を停止若しくは制限する可能性があります。サイバー攻撃のリスクを含めた外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、本取引に支障が生じる可能性があります。
また、当社のシステムの臨時メンテナンス・システム障害などにより、機会損失（例：お客様の注文が受注できず、又はお客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益等）が生じる可能性があります。当社は、以上のシステムリスクに起因してお客様に発生した機会損失について、一切責任を負わないものとします。また、市場が急激に変動した場合などには、お客様に提示する価格情報と市場での実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。
9. 当社がお客様からの取引の注文を受け付ける営業日及び営業時間は 月曜日の朝 8 時 00 分から金曜日 23 時 59 分（日本時間）です。ただし、メンテナンス期間等やむをえない場合には営業を休止する場合があります。当社の営業時間外（メンテンナンス期間中を含みます。）の際は、本取引ができない状況が発生いたします。営業時間外において暗号資産価格が大きく変動する場合があることをあらかじめご認識ください。営業時間外において、本取引ができないことによってお客様に損失が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
10. お客様が債務履行期限までに本決済を履行されない場合、又はお客様に支払停止・倒産手続の申立て等の事由が生じた場合、当社は、事前の通知又は催告なく、未決済

の取引を解除し、清算を行います。この場合、清算に伴い生じた差損・費用（清算金）及び決済対応費用はお客様のご負担となり、預託いただいている取引必要担保金は、利用規約の定めに従いお客様の債務への充当等に用いられ、なお不足するときは追加のお支払いを請求いたします。詳細は「Ⅳ.本取引のルール及び概要」の「2.取引の内容」（取引決済）をご参照ください。

11. 外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、により当社の事業が継続できなくなる可能性があります。その場合のお客様への対応について、破産法や会社法、会社更生法、民事再生法等に基づく手続きが行われます。当社の財務状況の悪化、委託先、カバー取引先等の破綻等によって、当社が破綻した場合には、当社がお客様に対して負っていた債務を履行できなくなり、お客様に損失を生じる可能性があります。また、暗号資産の発行者や管理者等が破綻した場合には、暗号資産が消失する又は価値が著しく減少する可能性があります。尚、お客様から取引必要担保金としてお預かりしている金銭は、当社固有の資産と区分し、分別管理を行っております。
12. 将来的に暗号資産に関する法令、税制又は政策等が変更される可能性があり、暗号資産取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、結果として、暗号資産の保有や利用、取引が制限される可能性があります。その場合、お客様に予期せぬ損失が生じる可能性があることを、あらかじめご認識ください。
    なお、税制変更等に伴うお客様及び第三者の税務申告、税負担等における、いかなる損害についても当社は一切責任を負いません。
13. お客様から取引必要担保金としてお預かりする金銭については、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）第 63 条の 11 第 1 項に基づき、当社の固有財産である自己の金銭との分別管理が義務付けられております。当社は、お客様から受領した金銭を、日証金信託銀行株式会社に信託する方法により、当社の自己の金銭と区分して管理しています。詳細は「Ⅳ. 本取引のルール及び概要」の「4. 金銭の入出金、分別管理及び顧客財産の安全管理等」をご参照ください。
    なお、当社では、お客様の暗号資産の預かりは行わないものとします。
14. 当社は、当社がお客様との間で行う暗号資産の売買又は交換について、当社の親会社であるLaser Digital Holdings AGの子会社であるLaser Digital Middle East FZE（以下「LDME」といいます。）との間でカバー取引を行います。
    カバー取引先であるLDMEが破たん等したときには、当社がカバー取引を実施できなくなる場合やカバー取引で調達した暗号資産を受領できない場合があり、その結果として、お客様が当社との間で意図した暗号資産の売買又は交換を行うことができなくなるリスクや、当社がお客様との間で売買又は交換を行った暗号資産のお客様への引渡しが遅延等するリスクがあります。
    また、当社は、当社がお客様との間で行う暗号資産の取引に係るシステムの開発・運用、オペレーションの一部等について、当社の親会社であるLaser Digital Holdings AGの子会社であるLaser Digital UK Ltd.（以下「LDUK」といいます。）、Laser Digital Switzerland AG（以下「LDS」といいます。）及びLDMEに委託しています。
    委託先であるLDUK、LDS又はLDMEが破たん等したときには、当社が暗号資産の取引に係るシステムを利用できない場合又は暗号資産の取引に係るオペレーションを実施できない場合があり、その結果として、お客様が当社との間で意図した暗号資産の取引

を行うことができなくなるリスクや、当社がお客様との間で取引を行った暗号資産のお客様への引渡しが遅延等するリスクがあります。

III. 当社の概要

商　　号: Laser Digital Japan 株式会社

住　　所: 東京都江東区豊洲 2 - 2 - 1 豊洲ベイサイドクロスタワー

事 業 内 容: 暗号資産交換業(登録番号:関東財務局長第 00032 号)

加入する協会: 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会

その他の会社概要、事業報告等は当社WEBサイトをご確認ください。
https://www.laserdigital.com/japan

IV. 本取引のルール及び概要

1. 取り扱う暗号資産の名称

当社が取り扱う暗号資産ペアは以下のとおりです。

取扱暗号資産ペア
ビットコイン(BTC)/円
イーサリアム(ETH) /円
エックスアールピー(XRP) /円
ビットコインキャッシュ(BCH)/円
ライトコイン(LTC) /円
シバイヌ(SHIB)/円

上記暗号資産の詳細につきましては、「取扱暗号資産概要説明書」をご確認ください。

2. 取引の内容

本取引の内容については、下記の内容に加え、当社とお客様との間で締結する「暗号資産取引利用規約」をご確認ください。

取引の概要	• 当社は、暗号資産現物の売買又は他の暗号資産との交換に係るサービス(店頭取引)を提供します。 • 店頭取引とは、暗号資産現物に関するお客様からの買い、売り又は交換の注文について、当社が相手方(相対)となって暗号資産の購入、売却又は交換を実行するサービスです。 • 当社は、お客様の注文時に、売りと買いそれぞれの場合で異なる取引価格をお客様に提示します。提示する取引価格は、他の暗号資産交換所等から配信される価格をもとに注文数量等を考慮して当社で提示する当社独自の価格です。 • 当社は、当社の裁量で、お客様からの売買注文を受け付けるかどうかを決める権限を有します。
取引の態様	① 資金決済法第 2 条第 15 項第 1 号に定義する暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換 ② 資金決済法第 2 条第 15 項第 3 号に定義する顧客の金銭の管理

<table>
<tr><td>取扱暗号資産ペア
及び最小取引単位</td><td>
<table>
<tr><th>取扱暗号資産ペア</th><th>売買引単位</th><th>最低取引金額</th><th>呼び値</th></tr>
<tr><td>ビットコイン(BTC)/円</td><td>0.00000001</td><td rowspan="6">50万円相当以上※</td><td>1</td></tr>
<tr><td>イーサリアム(ETH)/円</td><td>0.00000001</td><td>1</td></tr>
<tr><td>エックスアールピー(XRP)/円</td><td>0.00000001</td><td>0.01</td></tr>
<tr><td>ビットコインキャッシュ(BCH)/円</td><td>0.00000001</td><td>1</td></tr>
<tr><td>ライトコイン(LTC)/円</td><td>0.00000001</td><td>1</td></tr>
<tr><td>シバイヌ (SHIB)/円</td><td>0.00000001</td><td>0.00000001</td></tr>
</table>
※注文の発注に際して、最低取引金額（日本円）が設定されています。ご注文時の価格に基づき最低発注数量が自動的に算出されるため、価格の変動に応じて数量は変化します。最低取引金額を下回る注文は受け付けられません。
</td></tr>
<tr><td>取引チャネル</td><td>パソコンにより当社指定のウェブサイトの取引画面において又は当社所定のAPIを用いてご注文ください。</td></tr>
<tr><td>取引可能時間
（営業時間）</td><td>
当社の取引可能時間は、月曜日の 8 時 00 分から金曜日 23 時 59 分までとなります。ただし、米国東部時間（ET）の毎週月曜日から金曜日の 6 時 00 分（日本時間 20 時 00 分、サマータイム期間は 19 時 00 分）から最長 1 時間はメンテナンス時間となり取引はできません。その他、臨時メンテナンスを実施する場合も取引はできません。
※必要に応じて取引時間を臨時に変更する場合があります。
※当社の判断により当社のサービスを休止する場合があります。かかる休止日時については、あらかじめお客様に通知するものとします。
</td></tr>
<tr><td>注文の種類</td><td>
買い注文とは、暗号資産を新たに購入する注文をいいます。
売り注文とは、保有する暗号資産を売却する注文をいいます。
各注文の種類は、指値方式又は成行方式があります。各方式の詳細は以下のとおりです。
＜指値方式＞
指定した価格で発注し、当該価格又はそれよりも有利な価格で約定する方式です。指定した価格よりも不利な価格で約定することはありません。
＜成行方式＞
</td></tr>
</table>

	価格を指定せずに注文を発注する方法です。 この方式では、発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格に差（スリッページ）が生じる場合があります。このスリッページは、お客様にとって有利となる場合と不利となる場合のいずれも発生する可能性があります。 スリッページの発生を抑制したい場合は、指値方式での発注をご利用ください。 指値方式、成行方式のいずれにおいても、発注時には以下のいずれかの条件を指定するものとします。 • FOK (Fill or Kill) 注文された数量の全部が指定した価格又はそれよりも有利な価格（成行注文の場合は価格条件を問わず）で直ちに約定しない場合、当該注文の全数量を失効させる注文方法となります。 • IOC (Immediate or Cancel) 注文された数量の全部又は一部について、指定した価格又はそれよりも有利な価格（成行注文の場合は価格条件を問わず）で即時に約定させ、約定しなかった残数量については自動的にキャンセルされる注文方法となります。 なお、当社は、リーブオーダーとしてお客様の注文を留保することはしておりません。 ＜取引チャネルによる制限＞ 上記、成行方式による注文は、当社所定のAPI経由での発注にのみ対応しており、当社が提供する当社指定のウェブサイトの取引画面からの注文では利用できず、指値方式のみ対応しています。 なお、FOK及びIOCの条件指定については、取引チャネルによる制限はなく、いずれの取引チャネルにおいても利用可能です。
カバー取引	当社は、店頭取引に関して、リスク軽減を目的として、当社が契約する国内外の暗号資産取引所等との間でカバー取引を行っております。カバー先は以下の通りです。

	• Laser Digital Middle East FZE
注文又は約定に対する数量制限	• 当社では当社所定の基準に従いお客様ごとに取引上限額を設定いたします。取引上限額に到達する新規の注文受付は行わないものとします。 • この場合、取引額は、本決済（後記「取引決済」で定義します。）が完了した金額を控除することとなります。
取引価格の急変を防止するための措置	• 相場急変時などにより、市場実勢を反映した有効な価格を安定的に受信できない場合、又はその可能性があると当社が判断した場合、価格配信の停止、又は買い注文や売り注文、若しくは全ての取引を中断することがあります。 • 市場実勢を反映した有効な価格提示を継続的かつ安定的に受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映したものであると当社が判断した場合に、価格の配信や注文の受付、取引の再開をします。 • 取引の一時中断後における再開時においては、通常と同様に当社による価格提示を再開し、お客様の注文の処理を行うものとします。
注文受付及び約定処理等	お客様は、当社所定の方法に従い、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、その内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。お客様が送信した注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあります。お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。 • お客様が発注した注文が約定した結果、お客様に設定されている取引上限額を上回る条件の場合は、当該注文の発注は当社で受け付けられず自動的にキャンセルとなります。 • お客様が発注した注文は、約定又は失効のいずれかで処理されることとなり、発注後の注文の訂正及びキャンセルはできません。 • 当社との取引の約定は、お客様からいただいた注文が当社の提示する売付価格又は買付価格に合致（お客様の注文価格が当社の提示価格より有利な価格となる場合も含まれます。）する場合に全数量又は一部の約定が成立します。また、当社との取引が成立した後に、当該成立した取

	引を訂正することはできません。
取引決済	※「決済営業日」とは、暦日のうち、①日本の銀行の休業日ではなく、かつ②米国の銀行休業日にも該当しない日をいいます。これらの休業日への該当性は当社が合理的に判断するものとし、当社は、当該判断に基づき特定の日を決済営業日として取り扱い、又は取り扱わないことができます。決済営業日の取扱いを変更する場合、当社は事前にお客様に通知します。 • 当社との取引については、お客様が、当社が別途指定する宛先に対し、当社に支払うべき約定代金の全額の支払又は受け渡すべき暗号資産の全量の送付（当該支払又は送付を、以下総称して「本決済」といいます。）を行ったことを当社が確認した後に、当社は、お客様が別途指定する宛先に対し、当該お客様に支払うべき金銭の支払又は受け渡すべき暗号資産の送付を履行するものとします（お客様の先履行取引）。 • 毎営業日 00 時 00 分から 23 時 59 分までに約定した取引の内、買い注文の約定分と売注文の約定分をそれぞれ合算し、当該取引が成立した日（以下「約定日」といいます。）の翌々決済営業日の午前9時00分を、お客様による本決済の履行期限（以下「債務履行期限」といいます。）とし、同時刻までに本決済を完了しなければならないものとします。 • 上記のお客様の債務履行期限にかかわらず、お客様による本決済の完了が約定日の翌決済営業日の 9 時 00 分（以下「決済基準時刻」といいます。）までに当社において確認された場合、当社は約定日の翌決済営業日の 23 時 59 分までに当社の金銭支払債務又は暗号資産の送付債務を履行します。他方で、お客様による本決済の完了が決済基準時刻の経過後から債務履行期限までの間に当社において確認された場合、当社は約定日の翌々決済営業日の 23 時 59 分までに当社の金銭支払債務又は暗号資産の送付債務を履行します。債務履行期限までにお客様が本決済を行わなかった場合、債務履行期限の翌日からお客様が本決済を完了するまでの期間において、当社は年14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。

	• 決済基準時刻までに本決済の完了が確認された場合、本決済に係る手数料は無料です。決済基準時刻は本決済の履行期限ではなく、お客様は債務履行期限までの間いつでも本決済を完了することができますが、決済基準時刻までに本決済の完了が確認できない場合、当社は、お客様に本決済の履行に関する確認を求めるほか、新規注文の受付の停止、担保として預託された金銭の払戻しの停止等の当社が本決済の履行の確保のために必要と判断する措置を講じることがあります。また、本決済の完了の確認が決済基準時刻後となった場合において、当社がお客様の本決済の完了までの間に他のお客様への履行等のために金銭又は暗号資産の調達を行ったときは、お客様には、本決済に係る手数料として、当該調達に要した費用に相当する実費（決済対応費用）をご負担いただきます（当社が調達を要しなかった場合は無料です。詳細は後記「手数料等」をご参照ください。）。 • 債務履行期限までにお客様が本決済を完了されない場合、当社は、上記の措置に加え、成立済みの暗号資産の売買等に係る当社の金銭支払債務又は暗号資産の送付債務の履行の留保その他当社が必要と判断する措置を講じることがあります。 • 債務履行期限までにお客様が本決済を完了されない場合、当社は、事前の通知又は催告なく、未決済の取引を解除し、清算を行います。この場合、解除された取引の約定価格と清算時の市場価格との差額、カバー取引の解消・再構築に要した費用、暗号資産の調達若しくは処分又は資金の調達に要した費用及び損失、未払の決済対応費用その他の費用及び損害に相当する額（清算金）をお客様にご負担いただき、預託いただいている取引必要担保金は、利用規約の定めに従い、清算金を含むお客様の債務への充当等に用いられることがあります。 • お客様に支払停止若しくは支払不能、破産手続開始等の申立て、差押え等その他利用規約に定める事由が生じた場合には、当社は、債務履行期限の到来前であっても、事前の通知又は催告なく、未決済の取引を解除し、清算を行うことがあります。

手数料等	当社が受領する手数料やその他費用等は、以下のとおりです。 • アカウント管理料:無料 • 取引手数料:無料 • 日本円振込入金手数料:無料(ただし、銀行手数料は銀行所定額をお客様にご負担いただきます) • 日本円出金手数料:無料 • 決済時の暗号資産入金手数料:無料(ただし、暗号資産の送付手数料はご利用のブロックチェーンネットワーク所定額をお客様にご負担いただきます) • 決済時の暗号資産送金手数料:無料 • 決済対応費用:決済基準時刻までに本決済が完了した場合は無料。決済基準時刻後に本決済が完了した場合は、当社が要した調達費用に相当する実費(当社が調達を要しなかった場合は無料。調達の時期・方法等により異なるため、あらかじめ額を定めることはできません。詳細は前記「取引決済」をご参照ください。) • 清算金:未決済の取引の解除に伴い当社に生じた差損・費用に相当する額(解除時の市場価格等により異なるため、あらかじめ額を定めることはできません。詳細は前記「取引決済」をご参照ください。) • 遅延損害金:年14.6%(未履行又は未払の債務の額に対する割合です。)

3. 取引必要担保金

お客様が取引を行う上で、当社は事前にお客様から約定代金の全額又は受け渡す暗号資産の全量の預託を受けるいわゆる前受制度を採用しておらず、約定後に決済を行うこととしております。

そのため、取引成立時点から決済までの期間に生じるリスクを低減するために、事前に当社に対して担保金を預託していただく必要があります(当社との取引に必要な担保金を、以下「取引必要担保金」といいます。)。

取引必要担保金の計算は、お客様ごとに設定される取引上限額に応じて、当社の合理的な裁量により決定されるものとなり、アカウント開設時に通知いたします。

お客様が当社に対する債務(清算金及び決済対応費用に係る債務を含みます。)を履行されない場合には、預託を受けた取引必要担保金は、利用規約の定めに従い、その返還請求権との相殺その他の方法により、当該債務の弁済に充当されることがあります。

なお、預託を受けたお客様の取引必要担保金は、後記「5.分別管理、及び顧客財産の安全管理等」記載のとおり、当社の固有の財産である自己の金銭と区分して管理されます。

4. 金銭の入出金・暗号資産の送付等

(1) 金銭(法定通貨)の入金

当社が取り扱う金銭(法定通貨)は日本円(本邦通貨)のみとなります。米国ドルなど外国通貨を入金いただくことはできません。

入金方法は、当社が別途指定する銀行口座(以下「当社指定口座」といいます。)へ振り込む方法に限られます。当社指定口座は、取引必要担保金の入金と、取引に係る決済の入金とで異なる口座を指定いたします。なお、当該入金を行う際の振込名義人名はお客様ご自身の名義である必要があります。

当社指定口座に振り込まれた金銭については、当該入金を当社が確認しこれを受け入れた時点で取引必要担保金又は決済のための金銭として反映されます。そのため、お客様による振込から当該お客様の入金反映までの間に一定の時差を生じる可能性がございますのでご注意ください。

(2) 金銭(法定通貨)の出金

当社に取引必要担保金として預託された金銭については、お客様が当社に預託された金銭の範囲内(以下「出金可能額」といいます。)で出金依頼を行うことができます。ただし、当社との取引に関して未決済残高がある場合は当該預託された金銭を出金することはできません。決済後に出金依頼を行っていただくようお願いいたします。出金依頼を行っていただいた場合、当社から別途出金日についてご連絡いたします。出金日についてお客様と当社で合意が行われた後に、当社による出金依頼の受け付けが完了となり、合意した出金日にお客様が別途指定する当該お客様名義の銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたします。
当社所定の方法に従い出金依頼に係る手続きが完了した時点で、当該出金依頼を行った金額がお客様の取引必要担保金から差し引かれます。

なお、お客様の取引上限額は、当社が定める上限金額の範囲内であって、かつ、お客様が当社に取引必要担保金として預託された金額により決定されるため、出金依頼の手続きを当社に通知し、当社が受け付けた時点で、お客様の取引上限額は減額されることとなります。

出金依頼の手続き完了後、当社による当該出金手続きが終了した後でなければ、次の出金依頼の手続きを行うことはできません。

取引決済に係るお客様宛の金銭の出金につきましては、お客様が受け渡すべき暗号資産の全量の送付を当社が受領したことを確認した後に、前記「取引決済」に記載の時期までに、当社からお客様が別途指定する宛先に対し、当該お客様に支払うべき金銭をお支払いいたします。

(3) お客様の指定するアドレスの登録確認

当社では、暗号資産取引の決済で必要となる、お客様から当社への送付及び当社からお客様への送付に際して利用するアドレスは、いずれもお客様本人が利用するアドレスである必要があります。

当社では、お客様の指示に基づいて、お客様本人が利用するアドレス以外からの暗号資産の受入及び当社からお客様本人が利用するアドレス以外への暗号資産の送付は行っておりません。

当社は、お客様が指定するアドレスが、お客様本人が利用するアドレスであることの確認を、以下の方法により、実施いたします（以下「送付テスト」といいます。）。

① お客様は、自ら取引を行う暗号資産の種類ごとに、当該取引で利用するお客様のアドレス情報（以下「お客様指定アドレス」といいます。）を指定します。

② 当社は、送付先となる当社のアドレス情報（以下「当社アドレス」といいます。）、当社に送付する暗号資産の種類、数量及び送付する期限（以下「送付期限」といいます。）をお客様に通知いたします。なお、当社に送付する暗号資産の数量については、ガス代等の送付手数料を考慮の上、送付テストの目的を達成するために必要となる数量を当社が指定します。

③ お客様は、送付期限内に、上記②で通知した種類及び数量の暗号資産を、お客様指定アドレスから当社アドレス宛に送付します。当該送付に係るガス代等の手数料は、お客様のご負担となります。

④ 当社は、上記③で送付された暗号資産の受領確認その他の当社所定の手続きを実施します。当社は、これらの手続きを全て完了した日から原則5営業日以内に、当社がお客様から受領した暗号資産と同種同量の暗号資産を、お客様指定アドレス宛に送付します。当該送付に係るガス代等の手数料は、当社が負担いたします。

⑤ 上記①から④のプロセスが全て完了した場合、当社は、当該お客様指定アドレスを、当社との暗号資産取引の決済に利用するお客様本人のアドレスとして登録します（登録したお客様指定アドレスを、以下「お客様登録アドレス」といいます。）。

⑥ お客様登録アドレスの変更を希望する場合、変更を希望するアドレスについて、再度、上記①から④のプロセスを実施した上で、登録の変更を行います。

※ お客様が当社へ送付する際に送付元アドレスの特定ができない等の場合は、当社所定の方法により、別途確認を実施し、確認が完了するまで登録を行いません。

当社が送付テストの過程でお客様から暗号資産を受領する場合でも、これはお客様指定アドレスがお客様本人のアドレスであることを確認する目的で受領するものであり、資金決済法2条15項4号に定める「暗号資産の管理」には該当しません。また、当該暗号資産は、同法63条の11第2項に基づき当社の暗号資産と分別して管理されるものではなく、お客様は、同法63条の19の2第1項に基づく優先弁済権を有するものではありません。

(4) お客様から当社への暗号資産の送付

当社はお客様の暗号資産を預からないものとしております。

そのため、当社が別途指定するアドレスへ送付していただく暗号資産は、当社との取引に係る決済に必要な数量の暗号資産のみとなります。お客様が、当社との取引に係る決済に必要な数量を超えて、又は決済によらずに暗号資産を当社に送付した場合(利用規約において定める誤送付暗号資産に該当する場合)、当社は、誤送付暗号資産を返還する義務を負わないものとします。ただし、当社は、送付元アドレスのスクリーニングその他当社所定の確認手続の完了後、当社の裁量により、当該暗号資産と同種同量の暗号資産をお客様登録アドレスへ返送し、又は誤送付暗号資産について当社が合理的と判断する方法により金銭評価を行い、当該評価金額から銀行手数料その他の実費及び当社所定の事務手数料を控除した金額を金銭によりご返還いたします。金銭によりご返還する場合、当社による金銭評価後の当該暗号資産の価格変動を理由とする返還額の調整は行われず、確認手続に要した期間について利息は付されません。

(5) 当社からお客様への暗号資産の送付

当社からお客様登録アドレスへ送付を行う暗号資産は、当社との取引に係る決済に必要な数量の暗号資産のみとなります。

5. 分別管理、及び顧客財産の安全管理等

お客様から取引必要担保金としてお預かりする金銭については、資金決済法 63 条の 11 第 1 項に基づき、当社の固有財産である自己の金銭との分別管理が義務付けられております。当社は、お客様から受領した金銭を、日証金信託銀行株式会社に信託する方法により、当社の自己の金銭と区分して管理しています

当社は、帳簿上のお客様の金銭残高と顧客区分管理信託に係る信託財産の元本の残高を毎営業日照合します。照合した結果、信託財産の元本の残高が帳簿上のお客様の金銭残高を下回っていることを確認した場合、不足額が生じた日の翌日から起算して 2 営業日以内に、その不足額に相当する金銭を追加信託します。

当社は、上述の業務を遂行するために必要な設備を設けるとともに、その運営のための十分な人員を配置しております。当該業務の運営方法については、社内規則を制定しております。

なお、当社は、お客様の暗号資産を預からないものとします。当社が上記 4(3)記載の送付テストの過程でお客様から暗号資産を受領した場合でも、これはお客様が利用する暗号資産ごとのアドレスがお客様のものであることを確認する目的で受領するものであり、資金決済法 2 条 15 項 4 号に定める「暗号資産の管理」には該当しません。また、当該暗号資産は、同法 63 条の 11 第 2 項に基づき当社の暗号資産と分別して管理されるものではなく、お客様は、同法 63 条の 19 の 2 第1項に基づく優先弁済権を有するものではありません。

6. お客様のアカウントについて

(1) アカウントの開設

お客様は、当社が提供するサービスのご利用に関して、利用登録が必要となります。お客様は、本書面、暗号資産利用規約の内容を熟読し、リスク等を十分に理解し、かつ許容いただけた場合にのみ、当社所定の取引申込書に従い当該利用登録の申請を行っていただくよう、お願いします。

当社にてアカウントを開設していただくことを通じて、本取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約が締結されます。

契約締結が完了した日から、本取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約が締結され、契約期間については特段の定めのないものとなります。

(2) アカウントの管理

お客様のログイン情報の設定、管理及び保管は、お客様の責任により管理するものとします。これを第三者に利用させたり、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしたりしてはならないものとします。他社サービスと同一のメールアドレス及びパスワード、並びに推測されやすいパスワード等は使用しないでください。

取引システムへのログインについては 2 段階認証の設定が必須となっております。

なお、パスワードを忘れた場合、「Forget Password」ページよりまた、パスワード入力を数回間違えると一定時間操作できないロック状態になります。時間をおいて再度パスワード入力等をお試しください。

(3) 退会について

お客様は、当社所定の退会手続を行うことにより、当社との契約を終了することができます。退会に際しては次の事項をご確認ください。

- お客様は、1 か月前までに、当社に対して退会希望の旨を通知した場合、当社との契約を終了することができます。なお、当社がお客様に対して当該通知を行った場合も、同様に、当社とお客様の契約は終了します。
- 退会時の手数料はかかりません。
- 退会後は当社が提供するサービス(本取引、金銭の入出金、取引履歴の閲覧等を含みますが、これらに限られません。)を利用することはできません。
- 当社に預けている金銭の出金手続、その他必要な措置を完了したうえで、退会手続を行っていただけますよう、お願いいたします。
- 退会手続完了後は、退会前の状態に復旧することはできません。お客様の錯誤や誤操作により退会手続が行われた場合も同様です。
- 退会をご希望のお客様は、お問い合わせフォーム (https://www.laserdigital.com/japan/information/about-laser-digital-japan)からご連絡ください。

7. 取引履歴及びお預かり残高ご確認

お客様の入出金・金銭残高の状況、暗号資産の売買・交換など本取引に係る取引履歴等は、ログイン後の画面メニューから 365 日 24 時間(メンテナンスによるサービス停止時

間を除きます。)ご確認いただくことができます。
また、当社は、取引内容を記載した報告書を作成し、お客様に対して、毎月 1 回交付(電子交付)いたします。

8. 苦情及び紛争の相談窓口

当社は、苦情等の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するため、社内規程として「苦情等処理規程」を定めています

(1) 当社における苦情受付

当社は、以下の窓口にて、お客様からの苦情又は相談を受けます。

＜当社の苦情・相談窓口＞

○ 担当部署:企画管理部

○ 所在地:東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号豊洲ベイサイドクロスタワー

○ 苦情相談お問い合わせ:お問い合わせフォーム
(https://www.laserdigital.com/japan/information/about-laser-digital-japan)

○ 受付時間:お問い合わせフォームの受付は、24 時間・365 日行っておりますが、お問い合わせの内容によっては、回答に時間を要することがございます。

お客様からの苦情又は相談につきましては、「苦情等処理規程」に基づき、お客様にご連絡の上、苦情等の内容その他必要事項をお伺いして適切に対応をいたします。

(2) 紛争解決(金融ADR制度)

お客様は、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会がそれぞれ設置・運営する、以下の紛争解決機関を利用することができます。

＜東京弁護士会「東京弁護士会紛争解決センター」＞

○ 所在地:東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

○ 電話番号:03−3581−0031

＜第一東京弁護士会「第一東京弁護士会仲裁センター」＞

○ 所在地:東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

○ 電話番号:03−3595−8588

＜第二東京弁護士会「第二東京弁護士会仲裁センター」＞

○ 所在地:東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

○ 電話番号:03−3581−2249

(3) 協会における苦情受付

お客様は、当社が加入する認定資金決済事業者協会である「一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会」の苦情相談窓口を利用することができます。

＜一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会＞

○ 所在地：東京都千代田区一番町18番地 川喜多メモリアルビル4階

○ 電話番号：03-3222-1061

9. 課税上の取扱い

法人のお客様について、本取引で発生した利益は、現段階での日本の税務当局の見解では原則法人税等の課税対象となり得ますが、将来において改正される可能性があります。

詳細につきましては、管轄の税務署又は税理士等にご確認ください。

2026年8月5日　　制定
2026年9月30日　　改定